

色葉字類抄疊字門語彙についての試論

——「闕乱部」語彙の場合(続)——

三 保 忠 夫

前稿においては次のことを述べた。⁽¹⁾

緒

一 「闕乱部」語彙の概要

(一) 第二次意義分類

(二) 用法分類

二 常用語

(一) 常用語

〔⁰闕乱部〕、 *〔¹奸濫分〕以下は省略

(二) 慣用句

三 非常用語

(一) 〔A〕群

(二) 〔B〕群

(三) その他

結

この内、「(一)常用語」については、紙面の都合上、「⁰闕乱部」の十八語

(後文)としてみえる例がある。

に言及しただけで、「¹奸濫分」から「⁷賊乱分」までの言及を省いた。
本稿をもってその省略分に充てたい。

〔¹奸濫分〕

「蠹害」

「奸濫分」としての用法は、早く続日本紀、天平二年九月二十九日の条に「蠹^ニ害^ニ百姓^ニ莫^レ甚^ニ於^ニ此^ニ」¹⁾とみえる。後、三善清行の意見十二箇条(本朝文料、意見封事)、太政官符(長保元年八九九九〇七月二十七日、新抄格勅符第十巻抄)、他の古文書類、および、和文作品(保元物語、太平記)などに用例が散見する。

○而各結凶党、恣好暴悪、成其梟帥、致蠹害、偏巧俗塵之姦雄、(鳥羽上皇院序下文案、保延五年七月二十八日、平安遺文五)

なお、古くには、「蠹^レ民害^レ政。莫^レ甚^ニ於^ニ斯^ニ。」²⁾として、また、尾張國解文(永延二年十一月八日)の井上本(弘安四年写)に、「蠹^ニ被^ニ害^ニ蠹^ニ哉」³⁾

¹⁾ナムツカムラカイ
²⁾トヲ
³⁾サラム

「枉法」

後統の「枉惑」に「糾乱部」との注があるが、これは当語に付すべきを誤ったのであろう。奸監分 古文孝経に、「天地不為一物枉其時、日月不為一物晦其明、マク王・不サ為ニ一ノ人・枉マク其ノ法」(三千院藏建治三年写、ヲコト点・句読点は朱筆)とみえる(明文抄卷一、帝道部上にも引用あり)。

古く、名例律に「凡犯マク奸。(中略)受財而不マク枉法。」職制律に「凡有レ事以財行求。得レ枉法者。坐職論。不レ枉法者。減ニ一等。」凡監臨之官。受財而枉レ法者。」とみえる。職制律には「事若枉准ニ枉法論。」ともあるが、これは「枉法職」の略で、先行する「枉法」を承けたものである。

○枉法マク弁廉耻、和讒マク誣詔諛マク (本朝統文粹、卷一、初冬述懷百韻、藤原敦光)

「枉法」「和讒」が対置されている。作品の性格が問題であるが、これは字音語(サ変動詞)であろうか。塵芥宣賢自筆本の(ウ)部態芸門にも「枉法」とみえる。

○訴人或求輿寵之媚、或任賄貨之恩、財有六恣、不憚枉法、金有四知、不慙天地、(龜山天皇宣旨、弘長三年八月十三日、鎌倉遺文十二)

これも字音語であろうか。

○今日初参右府、着衣道又謁宰相中将、晚暮帰住所、此相公先例帰住堀河院已了、而從近曾又帰住、右府衣食事、一向右府知給如聳也、人々傾奇云々、家財悉可被委付相公女兒、其間事與彼幸女同意、可枉法之故所来住也云々、誰人成其防哉、右府御心已非古、皆更改云々、五節今年可被奉、其間事太倭事等多云々、(春記、長曆三年十月二十一日) 右府とは藤原実資のこと、既に老乱しているという(八十三歳)。宰相

中将は藤原兼頼のこと、堀河右大臣頼宗の長男で二十六歳。女兒とは、実資と今北方との間に生れ、兼頼の室となったかくや姫(小野宮尼上)のことであろう。(2) 兼頼は、本来ならば堀河邸に住すべきところ、小野宮に入りこんでしまった。この間の事情を「枉法」といつているようである。実資は、祖父小野宮実頼の後継として後小野宮と号し、兼頼は小野宮中納言と号した。

右は、一般的な用法にあるもので、かつ、意味・用法としては「マク奸監分」語彙にふさわしいものであるが、返読された可能性が大きい。下つて、消息詞天正十五年写本には、「マク狂悪」の標目語のもとに「マク狂マク法マク雅マク邪マクイマク狂マク誣マク佞マク」との語群がみえ、ここでは返読語とされている。

「枉法」に近い表現として、「マク範政不檢此勅制、引載不当令律之条、若故枉理歟、若誤勸申歟、」(東大寺公文所勅状、大治二年十一月二十日、平安遺文五)とみえるものがある。塵芥宣賢自筆本、(リ)部態芸門にも「マク枉理」とある。やはり、返読語とみられ、これからしても「枉法」には返読語としての用法もあったと考えられる。

なお、「枉法」と関わりの深い語として次がある。

○而良朝・長深等非常誑法出来沙汰之間、元為生馬寺領之由云々、(法隆寺金光院灯油島注文案、保延二年五月十五日、平安遺文五)

「枉惑」

人をたばかる、たぶらかすという意味で用いられている。

○又聞、去夏国司除目執筆経房、兼国任ニ近江権守、其事院不ニ知食、執筆謀計之由有ニ沙汰、今度叙位、漏ニ加級之恩ニ了、其事撰政為ニ自失、非ニ執筆枉惑ニ之由被レ稱云々、(玉葉、寿永元年十二月十三日)

「枉」は「マク谷マク柱マク」(觀智院本類聚名義抄)とある。俗に「枉」字、との

謂であらう。「執筆枉惑」は「執筆謀計」をいいかえたものである。

○稱宮候狂惑事。子細謹以承候畢。本自難信受候。然而為承実宣。令召進候之処。猶以返預候畢。(吾妻鏡、建久元年六月二十三日)

奥州にいた王胤と称する宮姫を都へ送進したところ、事実無根との院宣が下された。これはそれを受けた頼朝の返状である。寛永版には「修正枉惑事」とあるが、新訂増補国史大系では吉川本によって「狂惑」と校訂されている。「枉惑」なら、女が出生身分を詐称したことになり、「狂惑」なら女は狂人ということになる。

○弟子下人カエリタル時、房主「アキナイコソシタレ。シカ〜」ト云へば、「カバカリノ事候へズ。塩売ニ枉惑セラレ給へり。上品一疋ニテハ、塩俵ハ十四五も可買候ニ」ト云時、(沙石集、卷五本、学生ノ見ノ僻タル事)

これは、塩売りにだまされたとの意味である。

「枉惑」は、また、「横惑」とも表記されたようである。明月記には、この語が数例拾われる。

○與亞相同宿之間、常以横惑、或稱亞相之命示要事於近隣人々、此事聞而大略被処追却之由、先年所聞之也、(正治二年三月二十九日)

「稱」は、虚構をもうけて事をたくむことをいう。⁽³⁾
○此法師、謀書、盗犯、虚言、横惑之外、無他一得、(寛喜元年七月二十一日)

「横惑」は犯罪、詐偽の行為に近いことが知られる。

○陽信、此レヲ聞テ思ハク「何ナル横惑ノ奴、人謀テ物取ラムト構ハ事為ム」
此レ下衆共ニ交テ見ムト思テ其ノ日留マ。 (今昔物語集、卷十四、山僧宿幡磨

明石見貴僧語第卅四)

色葉字類抄疊字門語彙についての試論(三保)

村人が陰陽師に疫病を除く祭りをするから供物を差し出せといわれたのを聞いて、陽信は謀略だと思ったという。

右に關連して「誑惑」という語もある。

○今永暹之誑惑殊甚、尤可蒙罪咎者歟、(珍皇寺別当行祐解案、永久四年九月十四日、平安遺文五)

○或押領四至有限寺園之條、非理沙汰也、誑惑之甚也、(大隅国台明寺住僧等解、応保二年五月十五日、平安遺文七)

○爰頃年有源空法師、卜居於黒谷之初、未有博学之実、移棲於東山之後、頻吐誑惑之言、猥以愚鈍之性、欲追賢哲之蹤、私建一宗、還謗

三宝、(延暦寺大衆解、貞応三年五月十七日、鎌倉遺文五)
○今生一期栄ん為在家愚癡の族を誑惑し、(妻鏡、無住)

前三例は名詞、次はサ変動詞(他動詞)である。法華経卷五、勸持品に「自(レ)此(ノ)經典を作(テ)て、世間の人を誑惑せむ。」(竜光院本明算点)⁽⁴⁾

とみえるが、意味、用法は「枉惑」に同様であろう。この他、明恵上人遺訓に「心づかひは物に触て誑惑がましく欲深く」、頼朝から範頼宛の仮名消息に「わうわく法師の事用させ給へからす候。穴賢々々。」(吾妻鏡、文治元年正月六日)などとみえる。

なお、佐藤喜代治博士に、「誑惑」「狂惑」「枉惑」についての言及がある。⁽⁵⁾

「奸濫」

不正の心より出た狼藉、濫吹、その他の濫行のすべてを意味する。平安、鎌倉時代の宣旨、太政官符以下、請文、解文などの古文書、吾妻鏡、および、十訓抄、太平記などに用例がある。広く用いられたものらしい。

○而以問状致狼藉事奸濫之企難遁罪科(御成敗式目平林本、第五十一條)

「確論」

和訓に「あざがへしあらそふ」とある。我を張って主張を譲らず、争論、喧嘩をする意である。注に「乱逆詞」ともある。相手の意向にそむき、その意見や主張を容れないところからの説明であろうか。

○而但馬守正盛押領鞆田之後、越彼分加補黒田、孝清朝臣不可然之由、所確論也、(官勸状案、天仁二年九月二十六日、平安遺文四)

○入夜。若宮大路大騒動。是故塩谷周防前司入道郎従等。依有確

論事及闊敏。(吾妻鏡、建長二年十一月十一日)

下って、園太曆(観応二年七月十五日)、雑訴決断所牒(建武二年四月三日、南北朝遺文)などにも用例が拾われる。

なお、類義語とみられるものに、「執論」(官宣旨、保安四年九月二十九日、平安遺文五、遠江池田庄沙汰人申状・民経記寛喜三年十月一日九日卷裏文書、鎌倉遺文四)、「確執」(吾妻鏡、文永二年五月二十三日)などがあるが、前者は「武芸部」「争論分」(シ)部疊字)として、後者は同「争論分」(ウ)部疊字)、また、「人情部」「不遜分」(ウ)部疊字)として掲出されている。

「無道」

古文書・古記録、また、和文作品に多くの用例がある。就中、鎌倉時代の古文書では、利害関係の対立する相手を、あるいは、その所行を厳しく糾断する場合によく用いられている。この語については先に私見を述べたので詳細は省く。

「野心」

注に「豺狼」とある。十卷本字類抄でも同様である。これは左氏

伝に出たものであろうか。その宣公四年の条に、

○初楚司馬子良生子越椒。子文曰。必殺之。子文。子良。是子也。熊虎

之状。而豺狼之心。弗殺必滅。若敖氏之族也。(割注略)諺曰。狼子野心。

(割注略)是乃狼也。其可畜乎。子良不可。子文以為大憾。及將

死。聚其族。曰(下略)

とあり、昭公二十八年の条に、

○叔向懼不敢取。平公強使取之。生伯石。始生。子容之

母走謁諸姑(割注略)曰長叔姒生男。(割注略)姑視之。及堂聞

其声而還。曰是豺狼之声也。狼子野心。(割注略)非是莫喪羊

舌氏矣。遂弗視。(下略)

とある。豺狼の子は、心山野にあつて馴服しない、これを養育すると、主人をも害するという。これをふまえて、三教指帰、卷下に、「面縛降服。無勞血刀。但野心難改。情懷猶豫」とみえる。

この語が頻繁にみえるのは、奈良時代直前から平安初、中期の蝦夷俘囚の反乱事件の記録文書の類である。その若干を引く。

○陸奥越後二国蝦夷。野心難馴。屢害良民。(続日本紀、和銅二年三月五日)

○陸奥国言。俘囚吉弥侯部黒田妻(中略)等。未改野心。往還賊地。因禁身送。配土左国。(類聚国史、延暦十八年十二月十六日)

○甲斐国言。夷俘等狼性未改。野心難馴。或凌突百姓。奸略婦女。或掠取牛馬。任意乘用。(同右、延暦十九年五月二十二日)

○彼国夷俘等。猶挾野心。未染華風。(日本三代夷録、貞観十二年十二月一日)

○夫夷狄為性。無遵教諭。雷對恩賞。纒和野心。(類聚三代格、太政

官符、貞観十七年五月十五日)

朝廷に対するむほんのたくらみ、下心をいうものである。

当字類抄に近い頃にも、単独としての(太平記、卷九)、また、「挿(挿)野心」という慣用句としての用例は拾われるが、「豺(豺)狼野心」と連った例は、未だ管見にしない。

○因_レ茲。以_三諸神諸社牛王宝印之裏。全不_レ挿_二野心_一之旨。奉_レ請驚日本国中大少神祇冥道。雖_レ書_三進数通起請文。猶以無_レ御有免。(吾妻鏡、文治元年五月二十四日)

腰越から頼朝に宛てた義経の狀状である。保元物語、太平記、卷十七にも同趣の用例がある。

○御領田堵土民名主庄官等存野心際条々未落居(イマクワケヨニ)(庭訓往來文明十四年鈔本、三月返状)

なお、「豺狼」については、「狐兔豺狼之棲也」(紀伊国司庁宣案、大治元年八月、平安遺文五)との例がある。また、「野心」で、自分(の心)を鄙いやしとする例もある(性靈集、卷四、猷_レ梵字并雜文二表)。

「磨(磨)滅」

「すいけす」との付訓がある。これは日葡辞書に「liga mametxite yomenu」(Mamet) さらに後代に、「今所_レ技諸本。……転々相写。或誤或脱。或蠹損磨滅。致_三此区分_二而已。」(朝野群載與記、天保五年三月、伴信友)とみえるものと同じである。文選金沢文庫旧蔵本、孔安国の尚書序に、「復出此篇并_レ序凡五十九篇爲四十六卷、其餘錯_レ乱摩滅弗可復知」とみえるのも同類であろう。古記録には次のような例がある。

○自_レ夜甚雨、人伝云、山門堂衆、與_三学徒_一、今明可_レ決_二勝負_一、一宗之磨滅時已至云々、可_レ哀々々々、(玉葉、治承三年六月五日)

色葉字類抄疊字門語彙についての試論(三保)

日本古典文学大系所収の平家物語、卷二に「谷々たにくの講演磨滅かうせんまめつして」(山門滅亡)とみえる。底本は竜谷大学図書館蔵本という。日本国語大辞典(小学館)では、見出し語「磨滅」のもとに、康頼宝物集の「仏法の磨滅」を掲げているが、これは何を底本としたものであろうか(後述)。

ところで、「一宗之磨滅」、また、「講演磨滅」「仏法の磨滅」とは、一体、何のことであろうか。加えて、「磨滅」が「鬪乱部」「紆濫分」の語とされているのは如何なる事情によるのであろうか。

思うに、右の玉葉以下の用例は「魔滅」とあるべきではなからうか。次に、「魔滅」の例を拾ってみよう。

○因_レ之迅雷聚雨。倏_レ忽于晴天。大雹猛風。慘_レ烈于暑月。但恐常住之佛驅。俄_レ皈_二魔滅之法。不変之経卷。盡遭_三燦爛之憂。(朝野群載、卷十七、仏事下、延暦寺講堂造建知識牒、天曆四年四月十日)

○東大寺者、我朝第一之伽藍、異域无類之精舎也、今当_三乱逆之世_一、忽_レ顯_二魔滅之期_一歟、天然之理、人力何_レ爲_レ然、(玉葉、治承五年正月一日) ○重案_三事情_一、関東鎮西謀反事、已大事也、如_レ此之時、祈_レ請佛法、可_レ待_二彼効驗_一之処、都無_三此沙汰_一、殆_レ似_二致_三魔滅_一、(玉葉、治承五年閏二月二十日)

○同六日。山門衆徒悉離_レ山。打_三付中堂。三味堂。滅_二常燈_一。截_三落七社以下御簾神鏡。鎖_三門々。追_三放_二祠官_一云々。天台佛法及_三魔滅之期_一歟云々。(吾妻鏡、建保元年八月十四日)

清水寺が一堂を建てた、その土地をめぐって叡山大衆が騒動に及んだという。寛永版(汲古書院)にも「天_一台佛_一法。及_二魔_一滅_二期_一歟云々」とある。

○延暦寺凶徒偷伺殿下之気色、相巧我寺之魔滅、(興福寺僧綱等申状案、

承安三年十月、平安遺文七)

○爰延曆寺住僧等、竊伺氏門之衰微、旁巧我寺之魔滅、(興福寺大衆牒案、承安三年十月、平安遺文七)

○抑当寺者、雖為八宗兼学之地、適盛者花嚴三論両宗也、而或引分三論於二部、或語取花嚴宗數輩、衰微両宗、魔滅一寺、(東大寺華嚴宗牒、嘉祿二年十月十八日、鎌倉遺文五)

○まことに、天下の衰弊、仏法の魔滅、たとひをととりて申べきにあ□⁽⁶⁾ず。(宝物集最明寺本、卷四)

吉田幸一氏蔵九冊本でも「魔滅」とある。

○其後山門弥荒終テ十二神衆ノ外ハ止住ノ僧侶希ナリ 谷々ノ講演魔滅シテ堂塔之行法モ退転ス 修学窓閑テ坐禅ノ床モ空ウセリ (平家物語屋代本、卷三、国学院大学図書館蔵本、朱点略)

右につき、先に日本古典文学大系本を引いたが、平松家旧蔵本や斯道文庫蔵百二十句本にも「魔滅」とある。延慶本ではこの文句を用いない。

○彼尊氏・直義等、遠蛮之亡虜、東夷之降卒也。(中略)帝都悉^{カクツクセ}焼^カ残^カ、佛閣多^{カク}魔滅^{カク}。(太平記、卷十七、山門牒送南都事)

日本古典文学大系本による。尊経閣文庫蔵梵舜本(古典文庫)にも「佛閣多^{カク}魔滅^{カク}」とある。

○爰辛国忽結^ニ惡心^ニ為^ニ寺敵^ニ。度々此寺之佛法ヲ魔滅セントシケリ。(古事談、第三、金鐘行者辛国行者鏡驗徳事)

これらの用例は、ともに、仏法、仏寺、仏閣に関与している点で共通する。「魔滅」とは、(1)、魔縁・魔性によって仏法が滅亡してしまうこと、また、(2)、それに等しいような法難を受けることを意味しよう。

「魔」とは、梵語 *māra* の音写語「摩羅」の略で、「欲界を支配する第

六天の魔王。転じて煩惱。成道のさまたげとなる一切の障り。」と説明される(中村元著、仏教語大辞典)。それによって構成される熟語には次のようなものがある。

天魔 (明月記、正治二年十二月七日、行勇請文、承久元年七月二十四日、鎌倉遺文四、日蓮開目抄、など)

魔性 (明月記、正治二年十二月十四日、)

魔縁 (平家物語、卷一、祇王、同、内裏炎上、など)

惡魔 (興福寺大衆牒案、承安三年十月、平安遺文七)

降魔 (本朝統文粹、卷一、藤原敦光、初冬述懷百韻、興福寺大衆牒案、承安三年十月、平安遺文七、など)

先の玉葉、平家物語、宝物集の「磨滅」は、こうした「魔滅」の意味、用法が不明瞭となったところに生じたものではなからうか。

また、当字類抄に「磨滅」(關乱部、奸濫分)とみえるについては、①、「魔滅」となすべきところを「魔滅」と誤り、これに近視眼的な付訓をなしてしまっただか、②、「磨滅」となすべきところを「磨滅」で通用させようとしたか、③、「磨滅」という語に誤って「魔滅」の意義分類注を施したか、といったようなことが考えられる。十卷本伊呂波字類抄に「魔滅^ミ王^ミ事^ミ境^ミとみえるところからすれば、①を採ることもできよう。

だが、二卷本世俗字類抄、二卷本色葉字類抄には「磨滅」とみえる(2)部濫分)もし、これらが原型本により近いものだとすれば、「關乱部、奸濫分」との注は、あるいは、誤認によるものかもしれない(③)。

なお、後代の節用集などには、「磨滅」(文明本、伊京集、明応五年本、天正本、黒本本、永祿二年いろは字、運歩色葉集)、「摩滅」(饅頭屋本、および、文明本小書)の文字面が多く、書言字考節用集には「魔障^{マシヤウマホフマケンマツマ}一法^{マシヤウマホフマケンマツマ}一軍磨滅^{マシヤウマホフマケンマツマ}

「嗟^サ」とある。古辞書類には文脈がなく、その意味、用法は必ずしも明瞭ではないが、中世に入つて、「魔滅」は衰退していくようである。

「詔曲」

古く、続日本紀に「若有^ニ巡察使詔曲為^レ心。昇降失^レ理。当^下實^ニ法律^一以明^レ勸沮^上。」(天平十六年九月二十七日)とみえる。心を曲げて世にへつらう意で、法華経、また、無量寿経などに出たことばのようである(類聚名書原本にも、所掲あり)。

○我慢に(し)て自(みづか)り高ひ詔曲に(し)て心実(まこと)に(あ)ら不(ふ)。(法華経、卷一、方便品、原文「我慢自矜高詔曲心不実」)

○悪世の中の比丘は、耶智あぞ、心詔曲なぞ。(同右、卷五、勸持品、原文「悪世中比丘耶智心詔曲」)

用例は、その後の古記録、古文書類に求めにくいようだが、今昔物語集や大鏡(太政大臣道長下)などにはみえている。

○心正直(な)ニシテ永ク詔曲ヲ離レタ。日夜寤寐ニ法花経ヲ誦シテ更ニ餘ノ思ヒ无シ。

(今昔物語集、卷十三、加賀国翁和尚、誦法花経語第十四)

この作品には、卷十五、語三十五にも「本ヨリ心柔栗^ニ詔曲ヲ離レタ。亦、若ク道心深^テシ日夜ニ法花経ヲ誦シ」云々、同、語四十三にも「本ヨリ心直シテ詔曲无ケリ。」とみえる。いづれも法華験記、卷下に基いて説話を構成したものと認められている。また、日蓮の開目抄にも数例みえているが、これは法華経を引用した形となっている。

「左道」

合点が付されている。これは(伊)部疊字の人情部に「左道不善分」とあるところと呼応しよう。両部にまたがったについては先行書にこうあつ

色葉字類抄疊字門語彙についての試論(三保)

ためかもしれない。編者は、その内、「鬪乱部」語彙としての「左道」を優先させたようである。

齋木一馬氏により古記録における多くの用例が示されている(8)。古文書にもたくさんさんの用例がある。不正、不法の所行、みだりがわしい行為などをいい、「無道」や「非常」に近い用法にある。

○依之下遣使者之処、恣発軍兵、猥企凌礫之計、左道之至、不可稱計、(東大寺政所下文案、康和四年七月二十一日、平安遣文四)

古記録には、牛車の体、絵画、句などにつき、その粗末であることを意味する例もある。

「奇恠」

不思議、あやしいという程度をこえて、無道である、けしからぬ、不都合である、といった意味で用いられている。

○右、依院宣、件引出物早令糺返、可取進庄家請文也、就中可為官省符庄之由宣下先畢、在庁官人忘蔽旨、令支配之條、甚以奇恠也、(越前国司庁宣案、保延四年十一月二十八日、平安遣文五)

○就中不入鎌倉殿見参之條、是則心中猶思平家逆徒事歟、結構之旨、甚以奇恠也、(源頼朝下文、文治二年八月九日、鎌倉遣文一)

○正親ノ大夫起居テ見レバ、女房一問許去テ喬見^テ居^タ、暫許有^テ云ク、「此ニハ何ナル人ノ入御シタル糸奇恠ナル事也。(今昔物語集、卷二十七、正親大夫、若時值鬼語第十六)

「邪見」

もと仏教語で、五見十惑の一つとされる。

○勅。故大僧正良源闍梨。垂^ニ跡浮生^一。棲^ニ心常楽^一。智恵之水波澄。邪見之林烟歟。(朝野群載、卷十七、仏事下、慈恵謚号勅書、寛和三年二月十

六日）

○于時徳円和尚振問難之劔、斬邪見之幢、（大僧都俊範書状、嘉禄三年十月十五日、鎌倉遺文六）

○梵網經ニ云井ノ戒ヲウケサルモノ畜生ニコトナラス ナツケテ邪見トス ナツケテ外道トス （三宝絵詞観智院本、下、四五）

○人は皆無常の理に迷て、邪見の心を不改。（妻鏡）

今昔物語集にも多くの用例があるが、用法は右に同様である。

「奸濫分」語彙としての用例は次のものである。

○申モ餘ニ邪見ニ無シ情候へ共、此御事独ノ故ニ若干ノ者共ガ、皆非分ノ死ヲ仕ラン事ハ、不便ノ次第ニテ候へバ、此上臆ヲ海へ入進セテ、百餘人ノ命ヲ助サセ給へ。」トゾ申ケル。（太平記、卷十八、春宮還御事）

「非道」

消息詞天正十五年本では、「△無道」を標目語として「非道 非法 悪行 僻事 乱行 濫吹 濫妨 狼藉 押妨 押領」の十語が挙っている。「非道」は、本来、正理、道理に外れることを意味するが、古文書類では、広く濫悪の所行を意味することも多い。「無道」に近く、先には「無道」とともに考察した⁹⁾。

○右、謹案事情、件山前八多山地等、從經澄先祖相伝之領掌仕処也、而去寛治元年頃、依慮外事、牢籠之間、作謀計公驗、稱先祖譜代処、非道所擬押領也、仲清無道無過於斯、（散位坂上經澄解案、寛治三年五月六日、平安遺文四）

「非理」

「正理」（山城国広隆寺司申文案、永曆元年七月、平安遺文七）、「正道」

（東寺門徒申状案、応保二年十一月、平安遺文七）などの対となろう。

○望請 天裁、早任旁道理、被停止東寺庄司円俊非理者、将仰正理之貴者、（堀河天皇宣旨、寛治五年六月二十六日、平安遺文四）

○以前三ヶ條事、就下司等陳状注進如件、抑於寺家者守道理、亦致非法在庁官人、每初任注非理、且経 奏聞、且所致濫行也、（東大寺三綱陳状案、保安二年閏五月、平安遺文五）

「正理」「道理」に対立するのが「非理」「非法」であり、こうした所行が「濫行」である。平家物語、その他にも用例はあるが、類縁の「非道」「無道」などに比較すれば、用法は狭く、用例も少いようである。

「非法」

本来は法に外れることを意味するが、古文書類では「無道」「非道」を通じて濫行、濫妨、狼藉などに近い所行を意味することがある。

○右、当御庄寄郡五箇郡者、以常胤令補郡司職了、而守其職許、可隨国司下知之処、件清遠猥乱入庄家、致種々非法、苛法狼藉之間、土民不安堵、不及預所并地頭等沙汰之由、有其聞、（源頼朝下文、文治二年八月三日、鎌倉遺文一）

平安、鎌倉時代を通じて用例は多い。

「鬪乱部」における「1奸濫分」語彙の内、常用語とみられるのは以上の十五語である。字類抄の他本における情況は、前稿、別表に示したとおりである。就中、「確論」は他本のいずれにもみえず、当字類抄だけにみえる語である。「邪見」は当字類抄と十卷本伊呂波字類抄とにみえる。これらも当字類抄の編纂時に補入されたものかもしれない。

なお、「奸濫分」に関するものとして、「違濫乱イ」と「虚妄」があるが、前者は後筆によるものとしてここでは扱わない。また、後者は「詐偽分」語彙の条において触れることとする。

〔2 蠹害分〕

「虜領」

注に「蠹害部」とあるのは誤字であろう。多く、田畠、庄園、国土等の所領、領地を不当に占有、押領する意で用いられている。

○而東寺妄虜領以前相博田之旨、更不知其理者、(明法博士中原範政重勳文、康和元年閏九月十一日、平安遺文四)

○陸奥鎮守府前將軍從五位下平朝臣良將男將門虜領東國。企叛逆之昔。藤原秀郷偽稱可列門客之由(下略)、(吾妻鏡、治承四年九月十九日)

將門記真福寺本には当語が五例みえる(「虜」字は十例みえる)。対象は財物、王城、妻妾等であり、古文書類における場合とは多少趣を異にする。しかし、そうした目で探せば、古文書にも同様の例はあるかもしれない。

当語に関連して、「虜掠」「掠領」がある。前者は、「鬪乱部」の「賊乱分」語彙として後に出てくる語だが、「虜領」に同じく、領地、また、物や人民、その他を対象として用いられている。

○高麗国人虜掠對馬、壹岐嶋、又着肥前国欲虜領、(小右記、長徳三年十月十日)

○其妻凶悪人也、若一旦死亡了者、虜掠其遺物、不施與子孫歟、是強縁之妻例事也、(春記、長暦三年十月一日)

將門記真福寺本には「虜掠」が四例みえており、その対象は雜物資具、私物、坂東、坂東諸国となっている。この他には、「南海道」(吾妻鏡、養和元年正月二十一日)、「五十四郡」(保元物語)また、「人民」(日本紀略、寛仁三年四月十七日)などを対象とした用例もある。

色葉字類抄疊字門語彙についての試論(三保)

ところで、「虜領」はこの「虜掠」の宛字に出るものではなからうか。こう考える理由は次のようである。(1)、二語は、仮名音形、意味、用法を同じくする。(2)、二卷本世俗字類抄、二卷本色葉字類抄、十卷本伊呂波字類抄、七卷本世俗字類抄に、「虜掠」は収めるが「虜領」は収めない。(3)、佩文韻府、ならびに、玄応・慧琳の一切音経義に、「虜掠」はみえるが「虜領」はみえない。これらからして、「虜領」は「虜掠」の宛字であり、その広く通行するに至ったものを当字類抄が独自に採録したのではないかと推測する。

なお、「掠領」も領地を押領する意に用いられている。

○志太三郎先生義広濫惡掠領常陸国鹿嶋社領之由。依聞食之。一向可為御物忌沙汰之由被仰下。(吾妻鏡、治承五年二月二十八日) 平安、鎌倉時代の古文書類、また、御成敗式目(第三十八条、第四十三条)などにたくさんさんの用例が拾われるが、当字類抄には収められていない。

「虜(意)外」

注に「同」とあるのは上接語の「蠹害^(マコ)ア」を承けるのであろうが、また、「不虜(意)詞」ともある。「不慮^{フリョ}」は「非常分」語彙とされており、この点、不審である。原義としての用例は次の類である。

○自左府有召、参向、命云、此度病惱平愈、虜外之事也、(権記、長保二年八月十一日)

思いがけなく治愈したのでよろこんでいる。

○晚頭権少将季実来語云、治部卿依虜外穢、辞申放生会上卿之故、被仰檢非違使、被尋触穢実否者、(水左記、承暦四年八月十九日)

○三浦輩出城来于丸子河辺。自去夜相待晓天。欲参向之处。合戦已敗北之間。虜外馳帰。於其路次由井浦。与畠山次郎重忠。

数尅挑戦。(吾妻鏡、治承四年八月二十四日)

これらは、思いがけないこと、不意、心外、計画外といった意味、用法で「不慮」にも近い。

○右少財物、去応徳三年二月十日分給雅平・雅頼等已了、今雖不可改彼文、依有雅平神主申事、怒所改□也、件分財之内、慮外有牢籠者、同心可致沙汰也、(沙弥心覚処分状案、天永元年閏七月十三日、平安遺文四) ○久絶三面会、慮外之思候。今春殊無沙汰遺恨計候。(統左丞抄、東坊城和長書状、大永□年三月□)

これらも同様だが、見方によっては、それぞれ、困ったこと、つらいこと、といった気持がこめられていると解される。こうした情感が増大し、かつ、外へ向えば次のような用例となる。

○守(前)前ニシテ維茂云ク、「己ガ共ニ侍ツル某ヲ、今夜人ノ致テ候也。此ル旅所ニ參テ此ク被為テ候ヘバ、維茂ガ極タル耻也。此レハ異人ノ為態ニハ不候。一トセノ慮外(馬咎メニ射斂シ候ヒシ男ノ子ノ小男コソ殿ニ候フナレ。定メテ其レガ為態ニコソ候フメレ。『彼レ召テ問ハム』トナム思ヒ給フル)。今昔物語集、卷二十五、平維茂郎等、被斂語第四)

○如何なる痴者ぞ。仏法興隆のところに度々慮外して罪作ることぞ心得ね。命な殺しそ。侍ならば髻を切つて寺中を追へ。凡下ならば耳鼻を削りて追出せ」とて(義経記、卷六、判官南都へ忍び御出(で)ある事) これらは、思いもよらず迷惑をこうむること、また、その原因となった不法、不当、不埒な行為、態度をいう。無礼、ぶしつけと解釈されることもあり、これが後世の「慮外者」「慮外討」という用法へ展開する。

「濫行」

秩序や慣行にそむく不都合な行為、根拠のないみだりがわしい行為を

意味する。

○昨日女宅濫行事申無実由、仍遂立了、(御堂関日記、長和五年六月二十
六日)

○只今宅中帶刀致信^信と云者入来、成乱行、仍召籠云々、(同、長和五年
四月十三日)

この日記でも「濫行」と「乱行」が同じように用いられている。
古文書類では、特に所領争いに関連して多く使用されている。

○其後同年六月六日、依被讀岐国司訴申、又重被下宣旨稱、長渚網人等越来讀岐国、猥稱神民致濫行、早可停止者、依□両度論旨之、長渚網人往反諸国成濫行、可停止之由、進請文又畢、(鴨御祖大神宮牒案、寛治六年八月五日、平安遺文四)

今昔物語集卷二十、語三十四、卷三十一、語三、沙石集、(卷六、語十七)、古今著聞集(卷十六、五七八話、一十訓抄、四、「雅縁誹謗良源受報事」に同説話あり)などにも僧侶の所行、また、そのさまに関して「濫行」とみえる。この場合は、「淨行持律」に対する肉食、女犯といった破戒行為、破戒無慚なることを意味しており、右とは様相を異にする。

「鬪乱部」における「²蠹害分」語彙の内、常用語とみられるのは四語である。その内の三語は右の如くであり、他の一語「無故」については、慣用句(返詭)として前稿に述べた。「無故」も「慮外」に同様、字類抄の他本、いずれにも収められていない。

〔³冤枉分〕

「冤枉分」語彙は「鉗口」「卷舌」「冤枉」「抑屈」の四語である。この内、前二者は慣用句(返詭)として、また、「抑屈」は非常用語として前

稿に述べた。

「冤枉」

律令格式、延喜式、統日本紀などに用例がみえる。

○凡死罪雖_レ已_レ奏報。猶訴_レ冤枉。事有_レ可_レ疑。須_レ推覆_二者。以_レ状奏聞。

遣_レ使馳駢檢校。(獄令第二十九)

これは明文抄、卷二、帝道部下にも引用されている。

○竊恐。聰易_レ隔_二於黎元。人含_レ冤枉。鑿難_レ周_二於宇宙。家懷_レ鬱憂。

(統日本紀、天平宝字三年五月九日)

○大納言正三位吉備朝臣真備奏。樹_二枉_一於中壬生門西。其一題曰。凡

被_二官司抑屈_一者。宜_下至此下_一申訴。其一曰。百姓有_レ冤枉者。宜_下至

此下_一申訴。並令_レ彈正台受_二其訴狀_一。(同、天平神護二年五月四日)

○凡喚_二左右京職_一云。(中略)即忠以下到_二彼会所_一問云。有_下京職官人及

坊令等。冤_二枉百姓_一。凌_レ侮長幼_上耶。又有_二孝子順孫義夫節婦_一以不

又有_二惡女擾_レ乱閭巷_一以不。(延喜式、卷四十一、彈正台)

○待詔使到来之比_二常陸介藤原維幾朝臣息男為憲、偏_レ仮公威_一只好

冤_二枉_一。(將門記真福寺本、三五八行)

楊守敬本には「冤_二枉_一」(五十一)とある。この写本は真福寺本より

古く、本文は一筆にかかるとされる。傍訓は等質的なものではないよう

だが、これによれば、右は「冤枉」の誤字とみるべきであろうか。

この他、法曹類科にも「録_二囚徒。理_二冤枉。詳_二察……_一」(卷二六、公務三四)とみえるが、「冤枉」の用例は古い時代に偏っており、ここに古

代語的性格を認めてよいかもしれない。

「冤枉分」語彙の四語は、字類抄他本のいずれにも収められていない。

色葉字類抄量字門語彙についての試論(三保)

〔4非常分〕

「非常」とは、一口には通常に異なることをいう。こうした常にあらざることは人の世のいさかきに関わることが多い(後述)。

「依違」

「相違詞」との注がある。消息詞天正十五年本では、「△相違」の標目語のもとに「違_二越_一 違_二乱_一 依_二違_一 違_二期_一 違_二例_一 違_二背_一」の六語がみえる。

○嵯峨太上天皇。化周_二天壤_一。沢覃_二淵泉_一。制_二格式之明文_一。貽_二簡冊於昆季_一。六典詳_二其綱紀_一。百寮無_レ所_二依違_一。斯固納軌之楷模。經国之准的者也。(延喜格式表)

○抑五刑之輿。五行為_レ本。杖自_二六十一止_一於一百。徒自_二一年止_一於三年。所衆有_レ限。非_レ可_二依違_一。(新抄格勅符第十卷抄、太政官符、長保三年閏十二月八日)

前者は、六典の運用を誤ることはない、の意味、後者は、制法に外れてはならない、の意味であろう。これらの「依違」は、綱紀に相違することを意味しよう。

○申云、先次第沙汰、頗以依違歟、先有_二議定_一、人意不_二一決_一、偏可_レ訪_二占卜_一之由、議奏之時、可_レ有_二御卜_一也。(玉葉、寿永二年八月六日) 平氏一族が西海へ逃走して後、後白河法皇は立王の是否を占った、しかし、それは間違いで議定を先とすべきであったという。

○右当庄者、七条院御遺領内、本所進止十七ヶ所之随一也、仍相副手繼證文、所令讓與御房殿也、不可有他妨、但_二後宇多院無故被寄東寺供僧中云々、依違之御沙汰、歎而有餘、早任道理、被申達、可被全相伝、(東寺百合文書、先師俊雅僧正讓狀案、曆応四年三月二十一日)

○寔知大國庄内公田式拾餘町以川合本勅旨田陸拾陸町内被相博之日、

色葉字類抄量字門語彙についての試論(三保)

成願寺領拾染町餘者、大國庄公田拾染町餘代所相博得歟、然則相博無依違、終始有由緒、任秀良親王施入狀、成願寺領知有何妨乎、(左衛門少志中原實清勳文、康和元年九月十九日、平安遺文四)

「相博」とは、田地や所領を交換することである。相博が間違いないと成立していることを「相博無依違、終始有由緒」と記している。

○契約之趣自他無依違者。未來際不可有違違之儀。仍契狀如件。

(続左丞抄紙背、最勝光院領備中新見庄領家職契狀、応永二十七年五月十五日)

○而此狀判形与直高所令帶之證文、判形依違之間、被尋類判之処、

直高之伯父小河二郎自宗弘之手、所分得小河郷讓狀之判形与分賜弘直之讓狀判形同事也、(遠江守源親広下文案、建曆三年九月一日、鎌倉遺文四)

この状の判形は証文の判形に合わない、相違している、との意である。「依違」は、格式・綱紀、先例・慣行、また、証文等に相違すること、手続きや契約の上での誤りを意味することと解される。

「邂逅」

(夕)部量字の方には「邂逅(タマ)とみえる。十卷本伊呂波字類抄でも

両部に掲出されているが、二卷本^{タマ}色葉字類抄では(夕)部量字にのみ「邂逅」とある。斎木一馬氏により、玉葉、吾妻鏡、園太曆、実隆公記、惟房公記における用例が示されている。

○光雅仰云、天下乱逆、連々無了時、是偏為崇徳院怨靈之由、世之所謳歌也、仍可建神祠於成勝寺中、之由、^{一法イ}觀慮有之、(中略)仍

重被問下可有改葬哉否之由、申最吉之由、仍就其赴可有沙汰之処、先規已邂逅廢帝、及崇徳天皇等之例、大旨雖載國史、

子細不詳、随又事幽玄、專難被遵行、随宜可被計行歟、(玉

葉、寿永二年閏十月二日)

○前々被修此法事、邂逅候之間、以如常之字難推量歟、(高山寺藏醍醐祈雨日記、建久六年写、一七八行)

ところで、「邂逅」は、次のような例からすれば、字音語としてよりも和読語として用いられることが多かったのではなからうか。

○邂逅上音解反下音反 (日本靈異記興福寺本、上九、訓注)

○邂逅天皆—逅タマサカ下胡邊メ (観智院本類聚名義抄、佛上四九)

○又語云、昨日自右大殿被給御衣之次、被副御歌一首給、恐懼不少年也者、／歌云、／邂逅仁思モ出ル時在ハ常着狎シ物ト見トテ

／キナレタル心習ハ邂逅モ思忘ル隙ヤ在ヘキ、(水左記、承保三年九月十二日)

こうしたことはを字音語として積極的に掲出していくところに当字類抄の特徴が認められよう。

「乖違」

(夕)部より(夕)部へ移した。但し、(夕)部の雑部に「乖違アワレキ」(注なし)とある。

○豈非国史之解体。宜早遵行無有乖違。(類聚国史、卷八十、政理二、負載法)

○次問三綱云。有衆僧乖違法式。擾乱徒衆。及罵詈三綱。凌突長宿。好小道トニ吉凶。懷巫術救疾病者耶。(延喜式、卷四十一、彈正台)

○其間公務稽擁。乖違旧例。(類聚符宣抄第六、太政官符、延喜八年五月二十六日)

○而或国司等乖違格式。不割置別納之數。不勤備租春之色。(政事要略、卷五十七、太政官符、延喜十一年二月二十五日)

○太政官符 治部省

応_レ停_レ止僧綱凡僧乖_レ違法式_一。多率_ヲ弟子童子_ト事（朝野群載、卷十
六、仏事上、太政官符、永延二年六月二日）

○若乖違有_レ犯。見聞不_レ糺之人。非_レ可_レ寬恕。罪同_レ先格。（新抄格勅
符第十卷抄、太政官符、長保元年七月二十七日）

○右、件寺領、官省符并民部省勘状已以明白也、加之、前司與判已了、
仍任前例、所当官物臨時雜役一切可免除也、神拜以後追可免判也、
郡宜承知、不可乖違之状、所宣如件、故宣、（大和国司庁宣、康和元年
十二月十三日、平安遺文四）

格式や太政官符などにみえることが多く、これらは、格式、法式、国
司庁宣、旧例等に違背することを意味している。

○又云。蓮莆自生_レ厨。鳳凰頻集_レ界。

今案。此題詩美_レ周成王之文也。成王時無_レ蓮莆生_レ厨之瑞_一之。而
不_レ叙_レ周日之事。空表_レ堯年之祥。求_レ之文章。尤為_レ乖違。（朝野群載、
卷十三、紀伝上、擬文章生詩塚璣申文、長徳三年八月十五日）

○因_レ茲所司勘発云。非_レ蒙_レ宣旨。輒難_レ越勘_レ者。合期之勤。可_レ致_レ
乖違。何依_レ前吏之懈怠。空失_レ当任之勤節_一哉。（朝野群載、卷二十六、
出羽国司越勘解文、承暦三年七月三日）

○一條前黄門書状参著。以亡室遺跡廿箇所。讓補男女子息。為塞将来
之乖違。去月廿八日。申下宣旨訖。（吾妻鏡、建久三年十二月十四日）

これらは、文章の容儀、合期の勤め、親の意向、それぞれに背きたが
うことを意味している。

「希有」

これについては浅野敏彦氏にその語史的考察がある。浅野氏の論点は、
それが理解語か使用語か、文章語か口頭語か、といったところにあるよ

色葉字類抄疊字門語彙についての試論（三保）

うだが、その基本的な意味は、①、存在することが非常に少いことであ
るとされ、これより、②、すばらしい（賞讃）、③、ふしぎ（奇異）、といっ
た意味、用法も出てくるようである。

古記録、古文書類にはそうした用例がたくさんみられるが、さらに、
④、とんでもない、けしからぬ、ありうべからざる、滅相もない、⑤、
かろうじて、命からがら、といった否定の用法も認められる。

○（前欠）所被示範耀之山田、雖有訴申事、任公驗理、故大僧都御房上
座慶元可領掌之由、被仰定了、而不御判事、被申旨甚希有侍、如此
非常誰人被申哉、極不便事由、諸事追可聞之状如件、（僧某状、天仁
元年十二月、平安遺文四）

○当寺務御時、田永庄内新免沙汰人平太右衛門尉吉貞敦害主君、雖為
希有重科、任御庄流例、自領家被破却住宅、被追放其身早、（大和喜
殿田永莊百姓申状、弘長元年六月三十日、鎌倉遺文十二）

○兵衛尉義廉（割書前略）希有惡兵 衛尉哉。

兵衛尉基清之処、任官希有也。

兵衛尉景高惡氣色シテ本自白者ト御覽
セシニ。任官誠ニ見苦シ。

右衛門尉季重テ。希有之任官哉。

宮内丞舒国於大井渡声聲誠ニ憐病（吾妻鏡、文治元年四月十五日の条より抄
出）

平氏討滅の直後、院は関東武士に対して行賞し、官位を与えた。しか
し、頼朝はこれを激怒し、受賞者二十三名のリスト（元暦二年四月十五日付）
に憎悪のこぼを列ねている。右には「希有」のみえる部分を中心に略
出したが、この他にも「未曾有事也」「無_レ由任官哉」「嗚呼人哉」「アワ
レ無益事哉」という評語がみえている。「希有」や「見苦シ」といった

右は中国側の「不_レ図」の例である。

○中箭_ニ死者、不_レ意_ニ別父子之中_ニ棄_レ楯_ヲ遁者、不_レ図_ニ離夫婦之間_ニ（將門記真福寺本、14行、「別」以下九字紙面不良）

○佛子源信。暫離_ニ本山_ニ。頭_ニ隨_ニ于西海道諸州。名嶽靈窟。適唐遠客着岸之曰。不_レ図_ニ会面。是宿因也。（朝野群載、卷二十、異國、恵心僧都贈_ニ往生要集於大宋_ニ書）

將門記真福寺本では「不意」と「不図」とが対置されている。前者は音読され、後者は和読されているが、当字類抄の編纂者は、こうした「不図」を字音語として掲出したのではないかと思う。とすれば、これは前稿に述べた「(二)慣用句」五語（抜刀、無故、鉗口、巻舌、伺隙の仲間入り）になるが、このような「不図」でも和語「ふと」の宛字と解する読者（利用者）もいたかと思われるので、しばらくここに置いて様子を見ることとする。なお、和語「ふと」を表記した「与_レ風」「風度」「不斗」「風与」「風渡」については斎木氏の言及がある。¹³⁾

「不慮」

思いがけないことを意味する。用例は多いが、単独でみえる場合と「不慮之外_ニ卷」と連ってみえる場合とがある。

○抑下官无過_レ処重科、不慮_ニ坐配流、宿運之拙、可恥可悲、（大江公仲処分状案、嘉保二年正月十日、平安遺文四）

○昨日未時許所相知之番匠有相尋事、參六條殿中之間、不慮_ニ見勝事、藏人一人與侍鬪諍、忽被突殺了、（明月記、正治二年閏二月二十二日）

○但於本公驗者以去_レ応徳二年二月廿一日夜、不慮_ニ之外、從国衙依彼追捕失了、而向後件公驗等雖取出他人、敢不可有後日之沙汰、仍所寄進如右、（丹波国天田郡前貫首丹波兼定寄進状、寛治五年十一月十五日、平

色葉字類抄墨字門語彙についての試論（三保）

安遺文四)

○文曆二年乙未五月十三日乙巳老病中雖_ニ眼如_レ盲、不慮_ニ之外見_レ紀氏自筆本蓮華王院宝藏本。（土左日記尊経閣文庫本奥書、定家筆）

「相違」

消息詞天正十五年写本では、「△相違」の標目語のもとに「違_レ越_レ違_レ乱_レ依違_レ違_レ期_レ違_レ例_レ違_レ背_レ」の六語が挙っている。

○又非_レ據_レ事号有_レ證跡_レ為_レ不明人之短_レ年。知子細_レ付_レ善惡_レ不_レ申_レ之者事_レ与_レ意_レ相_レ違_レ後_レ日之訛_レ謬_レ出_レ來_レ歟。（御成敗式目鶴岡本、起請）

古文書類では、所領相論における両者間の主張のくいちがいを意味し、また、知行・進退領掌・伝領の上での違乱出来を意味する例が多い。

○而今如陳申者、擬_レ沽却之越、再三雖加制止、売買之日、遂加_レ仮名判者、就_レ之謂_レ之、三子偏不知之由、所不見也、陳状之旨相違多端、（官宣旨、寛治七年十二月二十五日、平安遺文四）

○右件当職者、為平宗保先祖開発之所帶也、而老耄之越、前後不覚之上者、於彼所職者、嫡男平宗繼_レ一円不輪所讓渡也、進退領掌、更以不可有相違者也、（近江国平宗保讓状、保安三年五月十九日、平安遺文五）

○而去嘉保二年五月十一日故入道左大臣家土御門東洞院亭閣炎上之上、所帶文書皆為灰燼、爾來伝領雖無相違、公驗都無一紙、伏考旧貫、如此公驗焼失之時、更賜判、永為公驗、蓋是故実也、（右京大夫宅牒案、保安三年十一月二十四日、平安遺文五）

○最勝光院執務并備中国新見庄等御_レ寄_レ附_レ当寺之上者。不_レ可_レ有_レ相違_レ之由御氣色所_レ候也。仍執達如_レ件。（統左丞抄紙背、後伏見院院宣最勝光院執務并新見庄寄附御安堵事、元弘元年十月二十四日）

「希代」

「希有」と同様、(1)、世にまれなこと、めずらしいこと、転じて、(2)、不思議なこと、(3)、すばらしいことを意味する。

○今修希代之善、欲消希代之惡、(太政官符、文治二年五月十日、鎌倉遺文二)

○今度外宮月読宮御炎上希代不思議間事。(統左丞抄第二、豊受太神宮神主注進外宮月読宮炎上事、天文三年二月)

神社に變事、恠事の出来した際に「希代……」との修飾語がみえる。

○請雨經法御參勤之條、希代勝事、一宗光華、不可申尺候事也、(高山

寺藏建曆三年請雨經法消息集、僧勝心請文、八月十日)

○今朝之勝遊者希代之佳会也(垂髮往来応安四年写本、十一月返状、声点略)

○昨日鞠会希代之勝事也(雜筆抄天文十四年写本、一才)

しかし、古文書類には次のような例が多い。

○ 被載可被召下童形殺害聾事

牒、誠童形誅害者、希代惡逆也、日域之内、為禪徒、誰不傷、(石山

寺牒案、弘長二年五月十九日、鎌倉遺文十二)

悪行、濫妨、狼藉の所行を修飾する、「ひどい」「悪い」というニュアンスをもつ用法である。古文書類におけるこうした情況については先にも述べた。¹⁶⁾「希代」が「鬪乱部」語彙として掲出されている点についてはこうした用法を看過してはならないであろう。

「非常」

本来、ふつうの状態、程度、様子から外れること、尋常が異常に變ることの意味する。不測の国難、外寇、および、飢饉、災害等の意味する用法、「非常之断人主専之」(東寺門徒申状案、応保二年十一月、平安遺文七)の用法などもその一端である。

記録類には「非常赦」「非常大赦」との用法、「死」を意味する用法が多くみられる。前者は、国家、皇室に吉凶ある場合、一切の罪人を放免するものである。後者は、「貴人の死」(広辞苑、その他)と語釈される用法に相当するが、私見では、貴人と限定すべきものではなさそうである。

○呼入臥内之^{云ナ}、病太重、為有非常^{若ヤ}、少納言基房可猶子、(小右記、寛仁四年七月二十八日)

右大弁藤原朝経の遺言で、自己の死を意味する。

○右、件所々為停止久非常之後相論、存生之時、所讓與賜状也、(肥前

国宇野御厨檢校源久讓状案、康和四年八月二十九日、平安遺文四)

これも同様だが、古文書における例である。これらは、一応、原義に基く用法、また、そこにおける特定のな用法であると解される。

古文書、および、古記録や和文学作品には次のような例が多くみられる。

○而今仙覚巧謀計、稱拳状之由、就權勢而成非常之望、縱雖有門跡之理、何恣破官符之旨、(紀伊国薬勝寺別当明照申状、永保二年六月二十一日、平安遺文四)

「非常」とは、「僧仙覚号有氏人拳状、背代々官符旨、押妨所 帶別当職」をいう。

○件所制止麥押刈取已了、狼藉之甚、何事過之哉、雖注子細、度度訴申、于今無左右、因茲彌件作人等、敢不辨地子物、非常之甚、何事過此哉、(春日社領大嶋莊下司解、保安四年四月十一月、平安遺文五)

「狼藉之甚」に類義とみてよからうか。「非常」が「非道」「非法」「不当」「濫行」「狼藉」等と類義的に用いられた例は多い。

○於以前之所負物、妻女更以子細不知、就中以去三月之比、於政所訴申、延賢并得万対檢庭、延賢之大非道之御定、仍決断已了、其後件

法師逝去已了、爰知事決断之後、或法師逝去時、号猶件所負物代表石、取麥卷段、俄押刈取候事、尤非道中大非道也、永元刈取候こそ、思勤御寺公事耳、知事延賢非此、付方々行非道給者也、(中略)件麥も以謀計心所被押刈、事甚以大非常也、愁甚莫斯過矣、(大和国石名荘住人等解、康和三年七月二十三日、平安遺文四)

逃去した得方は目々女の先夫、延賢はその債権者である。延賢が目々女の鼻一段の麥を押取つたので、その伯父永元が本寺政所へ訴え出た。「事甚以大非常也、愁甚莫斯過矣」のさすところは前文の「尤非道中大非道也」の行為をいう。

○少納言相共向綱所、々々屋顛倒、 実仍平帳其立 子為上座(中略)、唱隨喜詞退去、余以下起座退出、供奉諸司一人不參入、甚以非常也、(左経記、長元四年十二月二十八日)

陳述部に位置する例も多い(形容動詞)。これらは糺彈、非難、また、歎息、不審などの語気、ニュアンスを含み、けしからぬ、とんでもない、もつてのほかだ、といった意味、用法にある。当語が「鬪乱部」語彙として掲出されている点についてはこうした情況を斟酌すべきであろう。

なお、当字類抄には、別に「非常人」(前田本、下、九九才、(巳)部、疊字)とみえる。これは「ただびとにあらず(非常人)」の意味を表わす語であろう。

以上、「4非常分」語彙の内、常用語とみられる十語について述べた。字類抄の他本における掲出情況は前掲、別表のとおりである。「邂逅」「不図」については注意しておかねばならないが、七卷本世俗字類抄における「不図」などは和語「ふと」の宛字として掲出されていたかもしれない。

色葉字類抄疊字門語彙についての試論(三保)

〔5恥辱分〕

「恥辱」

多くの用例を整理すると、当語は、(イ)、心理的なはなずかしめを意味する場合と、これに、(ロ)、肉体的な苦痛や(ハ)、物理的な損失を伴う場合とがある。

○午時許、権右(中)辨経房為院御使来仰云、来(月)廿一日可被_レ供養建春門院新御願額銘、可_レ令_二書進_一、(中略)而不堪之條、更以無_二驕_一、_レ音非_三為_レ身招_二耻辱_一、則是御願之瑕瑾也、當時之嘲哂、後代之誹謗、有_レ恐有_レ憚、專難_二下_一愚筆、敢非_二謙退_一之儀、(玉葉、承安三年九月九日)

○越前守資盛於路頭。遇_二撰政_一及_二耻辱_一。撰政賜_二下手輩於檢非違使_一。(百鍊抄、嘉応二年七月三日)

○彼行直与貞時、資財相論問、任次第不知旨為致沙汰、罷向在地処、出立所従并百姓八十余人、不論是非、從馬引落、打割烏帽子、破_レ植_レ褐衣、打破面皷、及種々耻辱、古人無_二双狼籍_一事、仰遣官使、召出下手輩、宜令行所当罪科、(玉葉、承元五年六月二十七日)

○又去年十月相語數十人凶徒、号_二神人_一 代官光重許、追捕取資財物、致種々之狼籍、與恥辱畢、(平重康解狀、嘉祿三年八月、鎌倉遺文六)

最初の例が(イ)、以下が(ロ)、(ハ)である。百鍊抄の例については平家物語にも次のようにみえる。

○去_二嘉応二年十月十六日_一、(中略)資盛朝臣、大炊御門猪熊に_レて、殿下の御出にはな_二づきにまいりあふ_一。(中略)殿下の御出ともいはず、一切下馬の礼儀にも及ばず、かけやぶととほらむとする間、くらきは闔し、つやく入道の孫ともしらず、又少々は知たれど

色葉字類抄量字門語彙についての試論(三保)

もそらしらずして、資盛朝臣をはじめとして、侍ども皆馬よりとて引おとし、頗る恥辱に及びり。(中略)おさなき者に左右なく恥辱をあたへられけるこそ遺恨の次第なれ。(平家物語、巻一、殿下乗台)

延慶本は(イ)の部分の二三字が欠けているが、(ロ)には「無左右恥辱ヲ與テヲハスルコソ」云々とある。

○此間。御寵女龜前。住于伏見冠者広綱飯嶋家也。而此事露頭。御台所殊令憤給。(中略)仍今日。仰牧三郎宗親。破却広綱之宅。頗及恥辱。広綱奉相伴彼人。希有而遁出。到于大多和五郎義久鏡摺宅云々。(吾妻鏡、寿永元年十一月十日)

○況令与恥辱於前司者可被処別過意也。(御成敗式目鶴岡本、第四十六条)この二例は(イ)の例である。前者は、龜前を住まわせていた広綱の家宅を破却してさんざんの目にあわせたという。後者は、前司の私物等を新司が抑留することをいう。平林本には「況令与恥辱前司者」とある。「恥」一字でも「恥辱」に同義となる。

○右被打擲之輩為雪其恥・定露害心歟。(御成敗式目鶴岡本、第十三条)なお、和泉往来西南院本に「恥辱」(巾行)、庭訓往来文明十四年鈔本に「恥辱」(二オ三)とみえる。

「無懺」

「懺」は悔いること、前非をさとして心改めることをいう。だが、こゝは「無懺(無懺)」という語を掲出しようとしたのではなからうか。これは悪をなしながら自らを恥じない心、転じて、乱暴、無法、残酷なことをいい、仏典に多くみえることばである。

○而彼郷之山野並ニ境於咫尺。是以放逸無懺之輩。朝来暮往之客。不

憚ニ寺院之近辺。偏致ニ敗壞於其間。(続左丞抄第四、国司庁宣、宝治三年三月)

殺生停止を命ずる庁宣である。ここに同様の語がみえる。後世の「放逸無懺」に通じて「無懺」の、その転義としての用法とみられる。

○而近来頗好宴飲、剩蕃妻妾、四種猶不全、十戒敢不禁、非只黷乱真諦、固亦違犯国典、早任延曆・弘仁・貞観符、遍仰諸寺諸山、可禁放逸無懺、(龜山天皇宣旨、弘長三年八月十三日、鎌倉遺文十二)

○慈恵此事を聞て憤りて。起請を書て三塔に披露せらる。其詞云。

若破戒無懺にして天台座主に任せしむといはゞ。恐狐疑を先賢に残し。狼藉を後輩に致さむ者歟。(十訓抄、四、雅縁誹謗良源受報事)

「無懺」「無慚」の語は源氏物語、宇津保物語、今昔物語集、宇治拾遺物語、平家物語、三帖和讃、沙石集などにみえている。

「慚愧」

十卷本伊呂波字類抄では「懺愧」としてみえる。「慚」「懺」は同じ字で、「懺」はこれに通じて用いられているようである。

「慚愧」については佐藤喜代治博士に言及があり、¹⁶⁾淫弊経、平家物語、その他の用例が示されている。文選にも、「宋人遇周客懺愧靡所如」(季善注本卷二十一、応璩、百一詩)とみえている。今昔物語集、卷十九(語二十)、十訓抄(七八)、海道記(二二)などに、自らを反省して心からはずかしく思うとの用例、平家物語、卷十一(大臣被誅)に、ある人物(橘右馬允公長)の「無下に情無かりける」行為に対し、世人がはずべきことと評した用例がみえる。

古文書・古記録類においては、その使用場面が少なかつたからであるうか、適当な用例を未だ管見にしない。

「緒面」

「恥辱分」語彙とみなした。顔をあからめることをいう。

○抑余今日出仕、聊依^レ有^ニ冥庇^一也、然而緒面無双、始終不^レ可^レ叶事
歟、諂諛之甚可^レ耻々々、(玉葉、治承三年十二月六日)

「京官除目、任官当座可^ニ注進^一」との勅令をうけて注進したが、「定招^ニ傍人之嘲^一歟」とある。

○如^レ承西^ノ施^ハ之類候^ニ責殿^ニ者、巫^ハ山神洛^ノ川^ノ之姫猶可^ニ赫^一面^ニ云、
(雲州往来享祿本、卷下、第四十一状)

巫山・洛川の神姫もきつとはじいってしまいうだろの意である。

以上、「5恥辱分」語彙の内、常用語とみられる四語について述べた。
次の「虜掠分」語彙もそうだが、この「恥辱分」語彙には難しいことが
が多く、非常用語のウエイトも大きいようである。

〔6虜掠分〕

「白波」

これは古代中国、靈帝の中平五年、黃巾の乱の残党が白波谷(山西省汾城県)にたてこもった故事に出たことばである。後漢書、靈帝紀に「黃巾餘賊郭大等起^ニ於西河白波谷^一寇^ニ太原河東^一」、「九月南單于叛与^ニ白波賊^一寇^ニ河東^一」、同、董卓伝に「初靈帝末黃巾餘党郭太等、復起^ニ西河白波谷^一、轉寇^ニ太原^一、遂破^ニ河東^一、百姓流^ニ轉三輔^一、号为^ニ白波賊^一、衆十餘萬」とみえる。

消息詞天正十五年本には、「△盜犯」を標目の語とする語群の中に、「^{リョウオン}緑林^ノ白波^ノ梁登^ノ梁上^ノ公」とみえる。「白波」は、盜賊、また、その跳梁するさまを意味し、「緑林」と対にして用いることもある。

色葉字類抄疊字門語彙についての試論(三保)

○白波^{リョク}緑林^ノ之類ハ五十人ヲカタラヒ梁上公ノヤカラハ百人ヲ支トス(宝物集、図書寮本)

○近日緑林陰繁白波声忙、彼是追捕事蒙^ニ殿下御氣色^一、所^ニ定仰^一也、
(雲州往来享祿本、卷上、第二十六状、訓点略)

訓点は「^{リョク}緑林」「^{ハク}白波。」とある。

○右今月五日夜、有^ニ白波^一入^ニ三東寺^一取^ニ舍利^一盜^ニ道具^一、(官宣旨写、建保四年二月九日、鎌倉遺文四、傍訓略)

○凡^ニ在家^一乱^ニ責負累物^一者、如^ニ之^一緑林、於^ニ行路^一点^ニ定運上物^一者、准^ニ之^一白波、(御成敗式目追加法、第三十三条、寛喜三年六月九日)

頓要集に「^{ロクリン}緑林^ノ山賊^ノ白波^ノ海賊^一」(第六十、盜賊部)とみえるように、海賊、また、海賊行為を意味することも多いようである。

○沉辺鎮不^レ閑、重門有^レ驚、隴頭秋水、白波之音聞、辺城曉雲、緑林之陳不^レ足、(本朝文粹、卷四、貞信公辞撰撰政准三宮等表、後江相公、久遠寺本、傍訓略)

この「白波」「緑林」は承平天慶の乱(藤原純友、平将門)をさす。

○所カハラチカケレハ水難モフカク白波ノラソレモサハカシ(方丈記大福光寺本、一九四)

「白波」の和読みを介してのことであろうか、次のような例もある。

○四十餘年ガ間本朝大ニ乱テ外国暫モ不^レ静、此動乱ニ事ヲ寄セテ、山路ニハ山賊有テ旅客緑林ノ陰ヲ不^ニ過得^一、海上ニハ海賊多シテ、舟人白浪ノ難ヲ去兼タリ、(太平記、卷三十九、高麗人来朝事)

○早く一闍提^ノの施を止めて、永く衆の僧尼の供を致し、佛海^ノの白浪^ノを取め、法山の緑林を截らば、世は義農^ノの世と成り、国は唐虞^ノの国と為らん。(日蓮集、立正安国論)

なお、「白波」については原卓志氏に詳論がある。⁽¹⁷⁾

「放火」

故意に火をはなつ犯罪行為をいう。

○近年盜賊之類。(中略) 放火家宅。(続左丞抄第二、太政官符、治承二年七月十八日)

「放火致害」(鳥羽天皇宣旨案、永久五年十二月二十三日、宇佐宮公文所問注日記、大治五年四月十四日、鳥羽上皇院序下文案、保延五年七月、以上平安遺文五ニヨル、高野山衆徒置文、承久二年七月十三日、鎌倉遺文四、その他) また、「放火人」(御成敗式目、第三十三条、その他) のように熟合して用いられる例も少くない。

「八虐」

注に「云武詞」とある。「大逆 大赦」にも同注があり、これらの注は「書簡用語といふ様相を示してゐるのではなからうか」とされる。⁽¹⁸⁾

大宝律令に、「謀反 謀大逆 謀叛 惡逆 不道 大不敬 不孝 不義」の八種を「八虐」と定めている(名例律)。

○但犯八虐不在此限者。(法曹類林、公務五、天慶元年七月十四日勘判続日本紀、その他の国史類には頻繁にみえるが、平安時代後半の日記類、古文書類にはあまりみえないようである。但し、文学作品には次のような例がある。一種の強調表現ともみうけられる。

○今は八虐の凶徒にあらずや。(保元物語、中、白河殿攻め落す事)
○何況於謀叛八逆之輩哉(平家物語延慶本、巻四、南都牒状)
「八難」

このことばにつき、広辞苑には、(1)、飢・渴・寒・暑・水・火・刀・兵の難儀、(2)、仏を見て法を聞くのに妨げとなる地獄、畜生以下の八つ

の障難、(3)、多くの欠点、七難、との語釈がある。求め得た用例は次のものであるが、これらは(2)に相当しよう。

○六情完具。不墮三八難。当得諸佛卅二相八十種好。(政事要略、巻二十八、御佛名事)

○若背起請旨者、現世蒙七難九横、後世可随三途八難、(僧覚尊諱状の永蒙裏書、永久四年五月二十八日、平安遺文四)

○八難ニラチシモヲカム時ニハ心ニ念ヒ口ニトナヘテ我今諸佛ヲヲカミタテマツル (三宝絵詞観智院本、下、七五オ)

菅家後草、今昔物語集などにも「三途八難」との例、妻鏡には「世知辯聰とて、八難の其一つにして」との例がある。

(3)については漢書、高祖紀上に、「項羽教侵奪漢甬道、漢軍乏食、與酈食其謀撓楚權、食其欲立六国後、以樹党、漢王刻印將遣食其立之、以問張良、良發八難、漢王輟飯吐哺曰、(師古注略)とみえる。文選の序にも、「所謂坐狙丘、議稷下、仲連之却秦軍、食其之下齊国、留侯之發八難、曲逆之吐六奇、」とみえ、金沢文庫旧藏本(六臣注本)には「去銑曰、張良封為留侯、時高祖用食其之計、將封六国後、良以八難理之、高祖乃止」との注がある。

(1)は、どこから出たものであるうか。諸橋轍次博士の大漢和辞典にもその出典は明示されていない。⁽¹⁹⁾

当字類抄の「八難」は(1)に相当するとされる(広辞苑、新潮国語辞典など)だが、その用例が容易に見出せないところからすれば、あるいは、(2)に相当するのではなからうか。なお、用例を求めてみたい。

「蜂起」

用例は少くない。十卷本伊呂波字類抄にみえないのは不審である。

○ 近来和歌峰ヘチノコトクニテ 起相ニ互稱ニ雄ニ云、（雲州往来享祿本、巻下、第三十状）

その本来の意味、用法がよくわかる例であるが、「鬪乱部」語彙として掲げられているのは、時節柄、次のような用法が多いからである。

○ 就レ中延曆興福両寺悪僧。熊野山先達。日吉社神人等。殊以蜂起。

（統左丞抄第二、太政官符、治承二年七月十八日）

○ 就レ彼申状ニ有御沙汰ニ者虎ノ口之讒言蜂起ハ可レ不絶ニ歟（御成敗式目平林本、第四十四条）

○ 近日国々夜討強盜蜂起之由（御成敗式目追加法、寛元四年十二月七日）

○ 西国并熊野浦々海賊事、近日蜂起之由（関東御教書、徳治三年三月二十五日、鎌倉遺文三十）

玉葉、後二条師直記、百鍊抄、吾妻鏡、その他の古記録類でも、「大衆蜂起」「衆徒蜂起」のようにしてみえる例は多く、後には土一揆に關して「土民蜂起」の例が拾われる。（大乘院日記目録、薩戒記正長二年一月二十九日など。）なお、関連して、「庄民等如蜂発向」とみえるものがある（官宣旨、保安四年九月二十九日、明法家勅文、大治四年十二月三日、以上平安遺文五）。

「強竊」

賊盜律、略奴婢条に「強盜」「竊盜」「強竊法」の三語がみえる。以下、「強竊一盜」（法曹類林、公務五、天曆元年十二月二十七日、兵範記、仁安三年二月十六日、鳥羽天皇宣旨案、永久五年十二月二十三日、平安遺文五、御成敗式目、第三十三条、吾妻鏡、建久六年八月二十八日など）、「非畜成強竊之科」（後鳥羽天皇宣旨、建久二年三月二十二日、鎌倉遺文一）、「強竊之輩」（宇佐大宮司宇佐公仲下文、承久二年七月、鎌倉遺文四）、「強竊党類」（庭訓往来文明十四年鈔本、六月返状）のようにみえる。

色葉字類抄量字門語彙についての試論（三保）

「海賊」

早くには続日本紀、巻二十五、天平宝字八年七月十九日の条に「対曰。唐国擾乱。海賊寔繁。」とみえ、和名類聚抄道円本にも「海賊 後漢書云海賊張伯路冠略緑海九郡」（巻二、人倫部、乞盜類）とみえる。

○ 前帳云、数三十七面也、四面為海賊掠取也、（筑前国觀世音寺資財帳案、嘉保元年、「鏡參拾参面」ノ条、平安遺文四）

○ 檢非違使移 山陽南海兩道国商

欲レ彼レ令ニ備前守忠盛朝臣擲ニ進海賊一事

頃日海路之間。凶賊滋蔓。乘ニ数十艘之船ニ。浮ニ百万里之波ニ。或歎レ略往反之旅客。或却レ奪公私之勝載。積惡弥長。宿暴日成。寔惟諸国司等。各憚ニ驍勇ニ。無レ心ニ捉擲ニ之所レ致也。宜レ令ニ忠盛朝臣擲ニ進件輩ニ者。（朝野群載、巻十一、廷尉、檢非違使移、大治四年三月）

「海賊」とはどのようなものであつたかが推測される。この他、御成敗式目に「山賊海賊」（第十一條）、今昔物語集に「海賊ニ値ヌ。」（巻十九、語三十）、「藤原純友、海賊ニ依テ」（巻二十五、語二）、平家物語に「其後、保元ノ比カトヨ・忠盛朝臣・備前ヨリ上洛ノ時・海賊ノ張本三十餘人・擲マイラセラレシ勲功ノ賞ニ」（巻二、西光披斬、斯道文庫蔵百二十句本）などとみえるが、土左日記には六例も用いられ、源氏物語のような女流作品にも用例がある。

○ かいぞくむくいせんといふなることをおもふうへに（土左日記青箱書屋本、承平五年一月二十一日条）

○ マシテアヤシノ下主トモノ中ニハ夜打強盜山立海賊ナムト申テアサマシキコト、モ待メル（宝物集図書寮本）

「強盜」

既述のように、古文書、その他に用例は多い。枕草子、今昔物語集、宇治拾遺物語、古今著聞集、義経記、徒然草などにも用例があり、今昔物語集には「然レバ強盜シ其ノ家ニ行テ」(卷二十九、語六)との動詞例がある。

「俘囚」

このことばは、「①とらわれた人。とりこ。俘虏。②蝦夷の王化に服して我が国民に同化したもの。順化の程度の浅いものを夷俘(ひ)と呼んで区別した。」(広辞苑)と説明される。この内、②の用例は、続日本紀の神龜二年閏正月四日、天平八年四月十七日、その他、日本三代実録の貞觀元年八月二十五日、その他、日本紀略の寛平五年閏五月十五日、その他、また、類聚国史、卷百九十、風俗部、俘囚の条などにみえている。

○陸奥出羽蝦夷俘囚帰郷。叙位賜禄。有差。(続日本紀、宝龜四年正月十四日)

時代の下ったところでは次のような例がある。

○太政官符 伊豫国司

応安置便所。販降俘囚安倍宗任。同正任。同貞任。同家任。沙弥良増等五人。従類參拾貳人事 (朝野群載、廷尉、太政官符、

康平七年三月二十九日)

○当于斯時、弟子苟資祖考之餘業、謬居俘囚之上頭、出羽陸奥之土俗、如從風草、肅慎梟婁之海蛮、類向陽葵、垂拱寧息三十餘年、(藤原清衡立願文案、天治三年三月二十四日、平安遺文五)

安倍氏は陸奥の豪族であるから前者の例は①のとらわれの人の意となりそうだが、安倍一族を貶めてこれを蝦夷に同等とする意図が存したとすれば②の例に准じよう。次の立願文は藤原敦光の起草にかかる。清衡も陸奥の豪族で、母が安倍頼時の女であるから貞任・宗任兄弟の甥に当

る。この例は②の意であるが、自ら蝦夷(の長)と表現したのは謙辞であろう。

○又其状云、雖平家、於順王化之輩者、可施神恩、雖源氏、於蔑朝威之族者、可蒙冥罰之由、所書載也、此事、頗非夷狄俘囚之所為歟、尤有疑、(玉葉、治承五年九月七日)

これは①の意であろう。だが、「夷狄」に続くところに②の名残りが感じられる。

「殺害」

古文書類、古記録類、その他に用例は多い。「殺」字によることもある。ふつう、漢語名詞、漢語サ変動詞(他動詞)としてみえるが、殺害された方を「殺害人」と表現した例がある。

○或人談云、筑前守成季朝臣異父同母舍弟平ム、於鎮西、事□不意為大夫貫首大藏親任被殺害、爰大式并成季等誅殺親任、凡合戦之間殺害人多之由、近日披露、(水左記、承暦四年五月六日)

「竊盜」

強竊二盜の内の一つ。賊盜律以下、用例は多い。

○一所春日田式段字西門田西辺

右件田、相伝領掌年久、而嘉承三年正月十一日夜為竊盜本公驗雜物等相具、被盜取、紛失已了、(紀閉丸公驗紛失状、天仁三年三月二日、平安遺文四)

以上、「虜掠分」語彙の内、常用語とみられる十一語についてみてきた。この他に「伺隙」の一語を加えることができるが、これについては慣用句(返読)として前稿に述べた。字類抄他本における掲出情況については別表のとおりである。「白波」「放火」「八虐」は他本にみえない。

「白波」について推測すれば、これは漢籍を出自とするため、巷間に広まるのが遅れたのではなからうか。また、わが国の律令は中国の影響下に成るものであるが、「放火」「八虐」などは、いわゆる法律(律令)用語としての性格が強く、未だ日常的な性格をもたなかったのではなからうか。これら「法制語彙」については多くが未解明のままである。古文書語彙、古記録語彙などに同じく、今後の検討課題は少くない。

〔7賊乱分〕

「犯過」

注に「云犯詞」とある。つみを犯すこと、また、罪過をいう。(20) 消息詞 天正十五年本に、「△罪過」の標目語のもとに「罪科 重科 犯過 過意 所犯 重犯(下略)」の十四語が挙っている。用例は少くない。

○若如此犯過之輩安堵者、後輩誰畏罪過不輕哉、(金剛峰寺官省符莊住人解、天治二年七月十三日、平安遺文五)

○大夫史隆職来、問ニ功過事等、今日、九條近辺、稱有ニ犯過之者、檢非違使乱入云々、(玉葉、承安五年五月十四日)

「犯罪」

早く、続日本紀に「贖ニ父犯罪。欲ニ存ニ骨肉。」(養老四年六月二十八日)、「犯罪之徒。豈独無ニ親。」(天平勝宝五年四月十五日)などとみえ、中世末の宣賢自筆塵芥に「犯罪」、日葡辞書に「Bonzai」とみえる。

○自今以後宜犯徒一年者加半年、犯二年三年者各加一年、杖罪以下只徒一年、若犯三流者各役六年、其犯罪別赦免死、十五年為限、(西宮記、卷二十一、成勸文事)

○しかるあひだ、善男、縁につきて、京上して大納言にいたる。さ

色葉字類抄疊字門語彙についての試論(三保)

れども犯罪をかうぶる。郡司が言葉にたがはず。(宇治拾遺物語、卷一ノ四、伴大納言事)

だが、律令、格式、および、それらを引く政事要略、その他では「犯罪」と返読する例の方が多いようである。

○我等、前世ニ少罪ヲ犯セル依テ、鶴ノ子ト生レテ、(今昔物語集、卷七、震旦并洲石壁寺鶴、聞金剛般若經生人語第十)

「犯用」

注に「同(犯思詞)」とある。神宝・仏宝、官物、および、他人の物を盗んで利用、消費することをいう。(21) 用例は、類聚国史(延暦十七年十月二十日)、本朝文粹(三善清行意見十二箇条、御成敗式目(第五条、吾妻鏡、古文書類、また、今昔物語集卷一語三十八、卷四語十六、卷十二語三十六など)、三宝絵詞にみえている。

○而土民為躰、収納遅引者、任私意犯用者、定為年貢懈怠之基歟、(僧経覚解、天承二年七月二十一日、平安遺文五)

○但頼朝・殊所恐波。如ニ風ノ聞ニ波。熊野ノ衆ノ徒号志天。奸濫選巧牟類等。去年正月。皇太子神宮。濫入志天。御殿於破損志。神宝違犯用須。(吾妻鏡、養和二年二月八日、寛永版、傍訓略)

「虜掠」

文明本節用集に「(一應)掠。」とみえ、小学館の日本国語大辞典でも「りよりやく」を見出し語としているが、付訓どおりに「リヨリヤウ」と読むべきである。二卷本色葉字類抄、七卷本世俗字類抄にも「リヨリヤウ」とあり(二卷本世俗字類抄は付訓なし)、後者には、さらに「掠リヤウ(辭字)ともある。また、当字類抄では(口)部、疊字にも「虜掠・ロリヤウ」とある。

「掠」につき、広韻によれば、去声、濛韻に「答也奪也取也治也」(力讓切)とあり、入声、葉韻に「抄掠劫人財物」(離灼切)とある。去声に答うつの意味もあるも、双方に奪い取る、かすめ取るの意味があるようである。

当語の意味、用法は「虜領」(蠱害分)と重なるところが大きい。既出、同条に引いた用例についていえば、最初の明法博士中原範政重勘文に「虜領」とみえるが、この一連の係争文書の内、左衛門少志中原資清勘文(康和元年九月十九日、平安遺文四)、同重勘文(同閏九月十一日、平安遺文四)では、同じことを「虜掠」と表現している。四番目に引いた小右記でも、二語の間に、実質、どれほどの差異もなからう。

「虜掠」は、「遺物」や「人民」をも対象とする点、これが「賊乱分」に配された所以であろうか。将門記では「虜領」にも同用法がみられた。この作品では、「虜領」「虜掠」二語間の距離はかなり近いようであり、結局のところ、前者は後者の宛字に出るものと考えられる。

○七八艘内、所被虜掠^{カニ}雜物資具三十余端、(将門記真福寺本、26行)
なお、当語と近いことばに「掠虜」がある。宛字かもしれない。

○劫^{ケツ}略州懸^{ケツ}掠^{ケツ}虜吏民^{ケツ}。(太平記梵舞本、卷十七、山門牒送南都事)

「緑林」

前漢の末、王莽即位の後、王匡・王鳳らが亡命者や難民を集め、緑林山(湖北省当陽県)によって盜賊となった故事による。漢書、王莽伝下に、

「是時南郡張霸江夏羊牧王匡等起雲杜緑林、号曰下江兵、衆皆万余人」とみえ、後漢書、劉玄伝には、さらに詳しく、「王莽末南方饑饉、人庶群入三野沢、掘^ニ鳧^ニ而食^レ之、更相侵奪、新市人王匡王鳳為平理諍訟、遂推為渠帥、衆數百人、於^レ是諸亡命馬武王常成丹等往從^レ之、共攻^ニ

離郷聚^ニ藏^ニ於緑林中、數月間至^ニ七八千人、地皇二年、発^ニ奔命^ニ二萬人^一攻^レ之、匡等相率迎擊^ニ於雲杜、(中略)三年大疾疫、死者且^レ半、乃各分散引去、王常成丹西入^ニ南郡^一号^ニ下江兵^一、王匡王鳳馬武及其支党朱鮪張印等、北入^ニ南陽^一号^ニ新市兵^一、皆自稱^ニ將軍^一、とみえる。(割注略)

盜賊、また、その跳梁するさまを意味し、「白波」と対にして用いることもあるが、「緑林」を山賊、「白波」を海賊とした例もある(既出)。

○若梶といふ処をすぎて横田山を通る。この山は白榆の影にあらはれて緑林の人をしきる処ときこゆれば、益なくおぼえていそぎ過ぐ。

はやすぎよ人の心も横田山

みどりの林かげにかくれて (海道記)

「盜犯」

この語も先の「虜掠」も、むしろ、「虜掠分」とある方がふさわしいのではなからうか。用例は、法曹類林、法曹至要抄、続左丞抄など、また、古文書一般、および、今昔物語集(卷二十五語二、卷二十九語二十六)その他に多くを求めることができる。

○若件焼亡散在文書後代出来、有成牢籠之輩者、可被科盜犯者、(伊賀国名張郡々司等勘注、天永元年十二月十三日、平安遺文四)

○若此證文之上、致妨有輩者、可被処盜犯、(秦貞元家地壳券案、建久八年三月十二日、鎌倉遺文二)

「賊乱」

国家朝廷に対する謀叛をいう。

○正月一日辛卯。節会。不^レ進^ニ腹赤贄^一。依^ニ西国賊乱^一也。(百鍊抄、元暦元年正月一日)

○天慶五年四月廿七日庚辰、被發遣宇佐神宝并幣帛、右衛門佐小野道

処也、爰良快自有天運、雖蒙疵纒存命、即捕範勝、任寺家例追却畢、

(金剛峰寺官省符莊住人解、天治二年七月十三日、平安遺文五)

前者は、行道の押妨を訴え出た親助の解文に加えられた国判である。

「謀反」とは行道の押妨をさすに過ぎない。後者は、殺害を企てたことを意味するようである。こうした「謀反」は、その意味、用法が拡大し、かつ、希薄になったものとみうけられる。

「謀叛」

注に「背朝也」とある。二巻本色葉字類抄には「背本朝」とある。こ

の方が名例律の辞句に合致する。本来、国を背き、離れていくことをいうが、やはり、その基準はあいまいとなり、かつ、用法も拡散していく。

○仍為報興世王將門等之会愁カマエテ巧ユ虚カ言於心中ユ奏謀叛之由於太カ

官ニ(將門記真福寺本、26行)

これは「謀反」とある方がよさそうである。この条、楊守敬本に「謀ム計ホ叛ホ」とある(計行カ)。

○就中依為神人忠清作手、有限神領為令勤仕神役、宛行傍輩之処、彼

淨賀代官貞遠為張本、成異論拔刀杖、欲歎害沙汰人、謀叛之甚、莫

過於斯、(官宣旨、大治四年六月二十二日、平安遺文五)

○事於勢家寄奉(公カ)巧謀叛、狼非教狼藉、(筑前国把岐浦住人隆実請文、天

承元年五月十三日、平安遺文五)

この前者は、神役に従事せず刃傷事件を引き起したことにつき、後者は、所領の押妨あったにつき、それぞれ「謀叛」と表現している。

○先是公卿五六人參候、余直參御所、上皇出御、先内々以女房被

尋仰云、蘭城與福兩寺衆徒、巧謀叛危国家、仍未寺莊園併可

停廢一歎如何、余申云、於今者偏謀反之地也、左右只在勅定、但事

已大事也、一身難計、早可尋問參入之卿、又可被召遣左大臣一

歎者、仰云、尤可然、又可遣召左府云々、(玉葉、治承四年五月

二十五日)

衆徒悪僧の所行の類を「謀叛」というのも本来の用法ではないが、それを「危国家」の意で用い、これをまた、「謀反」といい換えている。玉葉には、頼政・頼朝・義仲等の相次ぐ拳兵を「謀反」とした例もあるが(治承五年閏二月二十日条など)、総じて、二語は混同され、かつ、それらの意味は希薄になり、用法も拡大しているようである。

二語については、律令制の崩壊過程、政治形態の推移といった問題と

ともに検討していかねばならないが、当字類抄の成立した頃には、既に混同甚しく、その転義的用法も多かったことと推測される。

「擾乱」

(甲)部より(七)部に移した。史記、項羽本紀、秦二世元年九月の条に「門

下大驚擾乱」とみえる。本邦では、比較的古いところに用例が偏る。

○対曰。唐国擾乱。海賊寔繁。(統日本紀、卷二十五、天平宝字八年七月十

九日)

右は自動詞だが、他動詞としての用法が多いようである。

○凡僧尼。有_レ事須_レ論。不_レ縁_レ所司。輒上_レ表啓。并擾_レ乱官家。妄相

囑請者。五十日苦使。(僧尼令第七)

○逆人広嗣小来凶悪。長益詐奸。(中略)故令遷遠。冀其改心。今聞。擅為_レ狂逆。擾_レ乱人民。不_レ孝不_レ忠。違_レ天背_レ地。神明所_レ弃。

滅在_レ朝夕。(統日本紀、天平十二年九月二十九日)

○内侍尚侍正三位藤原朝臣葉子者。(中略)平城古京亦遷_左止_右奉_レ勅_旨。天

下乎擾乱。百姓乎亡弊。(類聚国史、卷三十六、大同五年九月十日)

○詔曰。天皇詔旨^{良麻}云々。陸奥国乃蝦夷等。歴代涉^レ時^良。擾^乱境。敦^略百姓。云々。(日本紀略、弘仁二年十二月十三日)

○又有^三惡女擾^乱閭巷^一以不。(延喜式、彈正台)

○台岳の徒衆結党^ひ、成郡^天、寺家の長吏の房舎を斫破り、日吉の社壇の神

輿^を奉迎^天、吐^秀言^き致^擾乱^寸上^爾、猶又^為訴^非理^ニ欲^入洛^京する由、

世^以騒^動久、人^以驚^走る、(白河法皇御告文案、保安四年七月朔日、平安遺文五)

この他、平治物語中には、保元の乱につき、これを「天下の擾乱」と称した例がある。

以上、「7賊乱分」語彙の内、常用語とみられる十一語についてみてきた。字類抄の他本における掲出情況は前稿、別表のとおりである。「賊乱分」語彙も漢籍との関わりは大きいようであるが、こうした語は二巻本世俗字類抄以下にみえない。当字類抄の編纂方針を考察する上での重要な問題となろう。

むすび

前稿に述べたように、「闘乱部」語彙一一〇語の内、常用語は七七語、非常用語は三〇語であり、この比率は七・二対二・八となる。非常用語三〇語とは大きな数字であり、そのほとんどは字類抄の他本に掲出されていない。非常用語のウエイトとその顔ぶれは、当字類抄の編纂方針を考察する上での重要なかぎとなる。しかし、常用語と非常用語との二分類は処理上の便宜に過ぎない。二者は、実のところ、連続的に存在するものであり、常用語と目される語群のなかにも注目すべき語は少くない。

色葉字類抄量字門語彙についての試論(三保)

い。

注

- (1) 「色葉字類抄量字門語彙についての試論——「闘乱部」語彙の場合——」、『国語語彙史の研究』八、昭和六十二年十一月、和泉書院。
- (2) 柴花物語、卷十六(もとのしづく)、大鏡(太政大臣実頼)による。実資の元の北方は為平親王女婉子女王。女王の同胞の頼定家に仕え、かつ、その乳母であった女房の子が今北方である。なお、尊卑分脈によれば、実資の兄弟懐平の女も兼頼の室となっている。
- (3) 「古文書における「偁」「稱」「云」について」、『島大國文』第十号、昭和五十六年十二月。
- (4) 「尾張国解文」の研究——古文書における表現方法の基本的原則を求めて(一)——、『大谷女子大学紀要』第十八号第二輯、昭和五十九年二月。
- (5) 大坪併治著『訓点資料の研究』、昭和四十三年六月、風間書房。
- (6) 『日本の漢語——その源流と変遷——』、昭和五十四年十月、角川書店、二六七頁。
- (7) 「中世文書における語彙研究上の一問題——「非道」と「無道」——」、『国語国文学』(福井大学)、第二十一号、昭和五十四年二月。
- (8) 注(4)文献。
- (9) 「国語史料としての古記録の研究——記録語の例解——」、『国学院雑誌』第五十五卷第二号。
- (10) 「記録語の例解——国語辞典未採録の用字・用語——」、『古記録の研究』所収、昭和四十五年六月。
- (11) 注(6)文献。
- (12) 『登珠一切経音義』、中华民国五十九年四月初版、大通書局。
- (13) 注(8)文献、前者。
- (14) 「漢語「希有」について」、『解釈』、第二十一卷第三号、昭和五十年三月。
- (15) 注(8)文献、後者。

色葉字類抄疊字門語彙についての試論(三保)

- (14) 加藤優「高山寺藏本建曆三年請雨經法消息集」、『高山寺典籍文書の研究』、東京大学出版会、昭和五十五年十二月、九三—一頁。
- (15) 「古文書の強調表現法について」、『島大國文』、第九号、昭和五十五年九月。
- (16) 注(5)文献、二九八頁。
- (17) 「白波——盜賊異名の成立——」、『広島大学文学部紀要』、第四十五卷、昭和六十一年二月。
- (18) 山田俊雄「色葉字類抄の疊字門の語の注「一詞」の意義」、『山田孝雄 史学・語学論集』、昭和三十八年七月、宝文館出版、所収。
- (19) 日本国語大辞典では(1)の用例として虎明本狂言・居杭の「三生八難の木」をあげている。これは卦の一つのようだが、詳細はわからない。なお、節用集文明本に「(ハ)一難」(ツ)ナヤム(ア)ン(キ)キヤツ(カ)シ(七)二とあるが、意味・用法は未詳である。
- (20) 高松政雄氏によれば、これは「我が国的漢字遣」による「準漢語」とされる。「準漢語——字類抄疊字部中の「一詞」註記語より——」、「訓点語と訓点資料」、第六十九輯、昭和五十八年八月。
- (21) 高松氏によれば、これも「犯過」に同様だとされる。注(20)文献。
- (22) 拙稿「御成敗式目」古註における諸家の訓説について」、『大谷女子大國文』、第十四号、昭和五十九年二月。

〔付記〕一連の小稿において所拠を示さない場合のテキストは左記による。主なところを掲げておく。

- 増補国史大系—日本書紀、続日本紀、類聚国史、日本紀略、百鍊抄、延喜式、類聚三代格、新抄格勅符抄第十卷抄、法曹類林、類聚符宣抄、続左丞抄、別聚符宣抄、政事要略、吾妻鏡、本朝文粹、本朝統文粹、朝野群載、十訓抄、古事談、○日本思想大系—律令、日蓮、○中世法制史料集—御成敗式目、追加法、○大日本古文書—東寺百合文書、○平安遣文古文書編、○鎌倉遣文古文書編、○大日本古記録—小右記、御堂関白記、○史料大成—権記、兵範記、○増補史料大成—小右記、左経記、春記、水左記、中右記、

長秋記、○国書刊行会—玉葉、明月記、○思文閣出版—玉葉(今川文)、○柏林社書店—西宮記、○続群書類従—明文抄、伝教大師消息、○和刻本正史(汲古—漢書、後漢書、史記、三國史、○漢文大系(富士)—左氏会箋、○中文出版社—文選、○日本古典文学大系—万葉集、伊勢物語、源氏物語、土左日記、かげろふ日記、今昔物語集、宇治拾遺物語、徒然草、保元物語、平治物語、平家物語、太平記、義経記、懷風藻、日本靈異記、三教指帰、菅家文草、菅家後集、平中物語、日蓮集、仮名法語集(妻鏡、明恵上人遺訓)、古今著聞集、沙石集、神皇正統記、○日本古典全集—海道記、